

社会福祉法人ノマド福祉会

指定通所介護事業所

デイサービスセンターらいらっく 運営規程 (通所介護・札幌市介護予防・日常生活支援総合事業)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ノマド福祉会が設置するデイサービスセンターらいらっく（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護サービス又は指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員（以下「従業者」という。）は、要介護状態又は要支援状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立生活を送れるように、事業所内の施設・設備を活用しながら、生活リハビリを取り入れた介護（入浴・食事等）、機能訓練・レクリエーション等を提供する。

2 全ての利用者について、通所介護サービス計画又は札幌市通所型サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成し、個別的なかつ自立支援を目指すケアを実践するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターらいらっく
- (2) 所在地 札幌市南区藤野4条4丁目20番30号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 サービス提供日ごとに1名以上
生活相談員は、サービスの申し込みに係る調整、利用者・家族からの相談、居宅介護支援事業所や他の居宅サービス事業所等、関係機関との連絡調整の業務に当たる。
- (3) 介護職員 サービス単位ごとに常勤換算方法により6名以上

介護職員は、利用者の心身機能、ニーズに応じた介護、レクリエーション等に当たる。

- (4) 看護職員 サービス単位ごとに1名以上

看護職員は、利用者の健康管理、緊急時の対応等を中心に看護に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。また、利用者及びその家族等からの希望に応じて、個別機能訓練計画を作成し、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を実施し、定期的な評価や計画の見直しを行うものとする。

(利用受付日及び時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日

月曜日から土曜日とする。ただし、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く。

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間

午前9時30分から午後3時40分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は40名とする。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 日常生活上の介護

イ 食 事

ロ 排 泄

ハ 入 浴 (一般浴、特殊浴)

ニ その他必要な身体介護

- (2) 機能訓練・レクリエーション

- (3) 送 迎

- (4) 相 談 事業所内に相談室を設置し、利用者からの相談に適切に対応する。

(サービスの提供等)

第8条 前条のサービスの提供は、次の通り行う。

(1) サービス計画の作成

居宅サービス計画又は札幌市介護予防・日常生活支援総合事業計画と自らの課題分析を基に、利用者の心身の状況や生活全般の解決すべき課題等に即した、サービス計画を作成し、利用者及びその家族等に対して十分な説明を行い、書面にて同意を得て交付する。

(2) 課題分析方式の種類

利用者に対するサービス計画作成のために使用する課題分析方式については、「MDS-HC」等とする。

(3) その他

上記のほか利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

(1) 札幌市南区全域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業者は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス提供を停止又は中止することができるものとする。

(1) 利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、利用契約時に故意に告知せず、又は不実の告知を行った場合

(2) 第11条に定める利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払いがなされない場合

(3) 故意又は重大な過失により従業者、他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合

(4) 事業者の制止又は従業者のたびたびの注意等にもかかわらず、次項に定める禁止行為を繰り返し行った場合

2 利用者は施設内において、次の各号に定める禁止行為を行ってはならない。

(1) 決められた場所以外での喫煙

(2) 従業者及び他の利用者等に対して、迷惑の及ぶ宗教活動、政治活動、営利活動

(3) 従業者及び他の利用者等に対する著しい暴力行為、又は施設及び備品に対する著しい破壊行為

(4) その他施設の秩序又は風紀を著しく乱す行為

(利用料等)

第11条 事業所が提供する指定通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。また、当該指定通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 通常の実業の実施地域を超えて行う、指定通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の送迎に要する費用を片道につき300円とする。

(2) 食事料金

食事1回分につき	500円
----------	------

(3) 紙おむつ代

イ パッドタイプ	30円
----------	-----

ロ テープタイプ	110円
----------	------

ハ パンツタイプ	140円
----------	------

(4) その他、指定通所介護等において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。 実 費

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者及びその家族等に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るとともに、その支払いに同意する旨の文書に署名又は記名、押印を受けることとする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第12条 従事者は、サービスの実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医、家族、協力医療機関等に対し、適切な対応を行うとともに、管理責任者に報告するものとする。

2 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的な対策計画を作成し、防災管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出訓練を行う。

2 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、従業員に周知し、年2回以上、研修及び訓練を実施する。

(損害賠償)

第14条 事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずる場合がある。

(守秘義務)

第15条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

2 事業所者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を使用することについて、利用者及びその家族に対して事前に説明し同意を得るものとする。

3 事業者は、第1項を担保するため、従業者が従業者でなくなった後においても当該秘密の保持を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(業務体制の整備)

第16条 事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、あわせて業務体制を整備するものとする。

(苦情処理)

第17条 事業者は利用者等から苦情の申し出が、行いやすい環境を整えるため、事業所に苦情受付担当者、苦情解決責任者及び複数の苦情処理第三者委員を設置するものとする。

2 事業所の管理者は、前項について利用者等への周知を図るため、必要な事項を事業所内の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業者は身体拘束を基本的に行わないこととする。

2 事業者は、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合に限り身体拘束を行う。やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会にて協議の上、決定することとする。

3 事業者は身体拘束廃止委員会で協議した内容や拘束時期等を、利用者またはその家族等に対し説明し、同意を得るものとする。

(衛生管理)

第19条 事業所は利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は当該事業所において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催し、従業者に周知を図る。
- (4) 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、委員会を招集し実態調査をして虐待の解決に努めるとともに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年10月16日から施行する。
2. この規程は、平成22年 1月 1日から施行する。
3. この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。
4. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
5. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
6. この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
7. この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
8. この規程は、平成29年 4月 3日から施行する。
9. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
10. この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
11. この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
12. この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。